

八丈町立富士中学校 いじめ防止基本計画

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の生徒にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規程及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年都条例103号）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日）、「八丈町いじめ防止基本方針」（平成26年3月18日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「八丈町立富士中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめ防止のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

2 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を、八丈町教育委員会と連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校において生徒が安心して過ごせるとともに、人間の尊厳、人権意識の向上を図ることを計画的に推進することを目的として定める。

3 いじめ防止等対策についての基本方針

○ いじめ防止のための基本的な考え方や基本姿勢

本校では全職員が「いじめはどの生徒にも起こり得る、どの生徒も加害者にも被害者にもなり得る、いじめ問題に無関係な生徒はいない。」という基本認識に立ち、以下のような基本姿勢でいじめ防止に努めていく。

- (1) 軽微ないじめも見逃さない。
- (2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む。
- (3) 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す。
- (4) 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする。
- (5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。
- (6) 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。

第2 いじめ防止のために実施する施策

1 「八丈町立富士中学校いじめ防止基本方針」の施策

法第13条の規程及び「八丈町いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめ防止の取組についての基本的な方向、内容を八丈町立富士中学校「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

2 いじめ防止のための組織の設置

- (1) 本校におけるいじめ防止等の措置を実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」を組織する。

- (2) 「いじめ防止対策委員会」は企画委員会内に置く。組織構成員は、校長、副校長、各学年主任（特別支援を含む）、生活指導主任、教務主任、進路主任、保健主任（特別支援コーディネーター・スクールカウンセラーを含む）とする。
- (3) 学期に1回「いじめ防止対策委員会」を開催し、議題を1学期「小学校からの引き継ぎ事項の確認」、2学期「長期休業明け生徒の様子の情報交換」、3学期「振り返りと方針の見直し」とする。いじめの情報を確認した場合には、委員会を速やかに招集し、「いじめ対策ケース会議」を行う。
- (4) いじめの問題について、教職員が適切に対応できるよう、研修会を実施する。
- (5) 学校サポートチーム（PTA役員会）を設置し、必要に応じて当該生徒・保護者への支援について協議し、実施する。その際、いじめ防止対策委員会との連携を図る。
- (6) 民生児童委員、学校関係者評価委員との連携を図り、必要に応じサポート会議を招集する。

3 学校におけるいじめ防止等のための具体的な取組（方策）

一人一人の生徒が認められ、友達を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(1) いじめの防止及び早期発見に向けた取組～心の教育の充実～

- ① 道徳の時間を中心に自他を大切にする心を育てる授業や取組を教育活動全体で行う。
- ② 毎学期、また必要に応じていじめアンケートを実施し、状況把握に努める。
- ③ 福祉作業所等でのボランティア活動や交流会等の体験学習を通して、思いやりの心の育成と他を理解する気持ちを育てる。

(2) 人権に関する学習の取組

- ① いじめは許されない行為であることを認識させ、人権を大切にする心を育てる。
- ② 礼儀、規範意識の向上、基本的生活習慣の確立などについて、系統立てた指導を行う。

(3) 地域や家庭と連携したいじめ防止の取組

- ① 地域関係者や保護者などに、広くいじめの問題やその取組について理解が得られるよう啓発していく。
- ② 子供たちの悩みや相談を受け止める大人がより多くなるよう、PTAや地域の関係団体、学校関係者評価委員会などと連携していく。
- ③ 「道徳授業地区公開講座」での講演会や意見交換会を通して、保護者、民生児童委員、地域との連携を図る。

(4) アンケートの実施

- ① <いじめアンケート>
ふれあい月間調査（年2回）以外に、3学期もアンケートを行い、情報を収集する。
- ② <生活習慣アンケート>
2学期に実施し、生徒の就寝・起床時間、食事の状況、学習の状況などの生活状況の把握に努める。
- ③ <インターネットアンケート>
年度途中に実施し、携帯電話やスマートフォンの所持率やインターネット、メール等の使用状況を把握する。また、常にSNSを意識した生活指導を実践する。

(5) 面談の実施

- ① 各学期に「しゃべりにおじゃれ」を企画（1、2学期は全員、3学期は希望者）し、生徒が希望する教員と面談を行う。日常の悩みや夢について等、各教員が自由に内容を設定する。
- ② 1学期に教育相談週間（5月頃）を設け、希望者は面談を行う。7月には全学年で三者面談を行う。2学期には全学年で三者面談を行う。

(6) 警察及び関係機関との連携による取組

- ① いじめにおいて、早期に相談することが重要であると判断したものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した組織的対応をとる。
- ② いじめへの対応について、教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関との適切な連携を図る。

第3 いじめに対する措置について

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
また、八丈町教育委員会との連携を図る。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) 正確な情報把握

- ① 当事者双方、周りの生徒等からの聞き取りを行い、記録をとる。
- ② 個別に聞き取りを行う。その際、可能な限り複数で聞きとる。
- ③ 関係教職員と情報を正確に共有する。

(2) 指導体制と方針の決定

- ① 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ② 指導のねらいを明確にする。
- ③ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ④ 対応する教職員の役割分担を考える。
- ⑤ 八丈町教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ⑥ 見守り体制を整備する。

(3) いじめによる被害を受けた生徒、保護者への支援

＜生徒に対して＞

- ① 事実確認するとともに、被害を受けたつらい気持ちに寄り添い、心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決し、今後に希望がもてることを伝える。

＜保護者に対して＞

- ① 発見後、直ちに家庭訪問等により、事実関係を伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続的に家庭と連携しながら、解決に向けて取り組むことを伝える。

(4) いじめの加害者となった生徒への指導及び保護者への助言

＜生徒に対して＞

- ① 事実確認するとともに、いじめた気持ちを聞き、背景にも目を向け指導する。
- ② 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられた側の心情を認識させる。

＜保護者に対して＞

- ① 事実関係を説明し、いじめられた側の生徒や保護者の心情を伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② いじめは決して許されない行為であるという姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

- ③ 今後の課題を共有し、かわり方などを共に考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 学級、学年、学校全体の問題と捉え、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ② いじめは決して許されないという毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは正義であり、勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤ いじめについて話し合わせたり、考えさせたりすることで、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① セーフティ教室により、ネット等を利用する際の注意点について指導を行う。
- ② 長期休業中の過ごし方を指導する際、学年（学級）、学校全体でスマートフォン・携帯電話・SNS等の適切な使用についての指導を行う。
- ③ 保護者に対し、スマートフォン・携帯電話等の子どもの使用について理解を深めることができるよう、保護者会で働きかける。
- ④ SNSに関しては、学級活動等で日々確認しながら継続する。

(7) 重大な事態への対応（法28条による）

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ＜例＞・生徒が自殺を企図した場合 ・心身に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神的な疾患を発症した場合 等

- ① 速やかに八丈町教育委員会や関係機関へ報告する。八丈町教育委員会の指導・支援の下、管理職を中心に学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。
- ② 事案により、学級、学年、学校全体の保護者へ説明する必要の是非を判断し、必要だと判断した場合には、当事者の同意を得た上で、文書の配布や保護者会の開催を実施する。
- ③ 事案によりマスコミへの対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

いじめ防止対策推進法

第13条、第22条、28条①

※参考資料

（第13条）（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（第22条） いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（第28条①） 重大事態への対応

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止年間計画

	活動計画（学：学校 保：保護者）	活動内容
4月	学：職員会議 保：保護者会	学校の指導方針の周知・徹底 (いじめの定義、いじめの防止、早期発見、組織的対応等)
5月	学：教育相談週間（希望生徒との面談） 学：SCによる教育相談 保：PTA総会 学：教職員の研修①(要配慮生徒の情報共有いじめ防止基本方針について)	・教育相談週間を通した生徒の不安や悩みの聞き取り ・SCによる1年生の全員面接 ・4月からの生徒の様子を踏まえた情報共有 八丈町立富士中学校いじめ防止基本方針説明を 教員が保護者に説明できるようにする。
6月	学：教育相談 学：第1回アンケート調査 学：人権作文 学：民生児童委員との懇談会	・「しゃべりにおじゃれ」を通した生徒の不安や悩みの聞き取り ・アンケート調査の内容、実態把握 ・人権作文を通した人権教育 ・民生児童委員との情報交換を通した地域との連携
7月	学：セーフティ教室 学：生活指導（長期休業前） 保：三者面談 学：いじめ防止に向けた授業①	・携帯電話等の使用方法についての指導 ・生活指導部による夏休み中の生活についての指導 ・保護者からの意見聴取、情報提供 ・SOSの出し方についてのDVD視聴および講話
9月	学：生活指導（長期休業後）	・長期休業明けの生徒の実態把握
10月	学：校内研修（特別支援教育） 学：いじめ防止に向けた授業②	・講師を招聘した人権教育を含めた指導 ・全学年一斉に、いじめ防止のための道徳の授業を実施する
11月	学：第2回アンケート調査 学：教職員の研修②(カウンセリング演習) 学：民生児童委員との懇談会	・アンケート調査の内容、実態把握 ・SCなどと連携し、いじめの被害生徒への対応の仕方を学ぶ ・民生児童委員との情報交換を通した地域との連携
12月	学：生活指導（長期休業前） 保：保護者会、三者面談	・生活指導部による冬休み中の生活についての指導 ・保護者からの意見聴取、情報提供
1月	学：生活指導（長期休業後） 学：いじめ防止に向けた授業③	・長期休業明けの生徒の実態把握 ・情報モラルやSNSの適切な利用方法などについての授業を実施する
2月	学：第3回アンケート調査 学：教職員の研修③(アンケートの結果に基づく事例検討) 保：保護者会（新入生） 学：民生児童委員との懇談会	・アンケート調査の内容、実態把握 ・事例検討および指導についての共通理解、来年度に向けての確認 ・学校の全体説明 ・民生児童委員との情報交換を通した地域との連携
3月	保：保護者会	・保護者からの意見聴取、情報提供

